

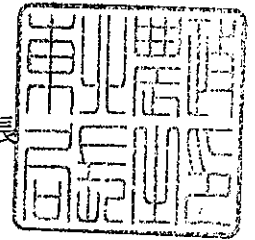


29北振第2397号

平成30年4月5日

岩手県知事 殿

東北農政局長



土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱の制定について

このことについて、別添写しのとおり平成30年3月30日付け29農振第2306号をもって農林水産事務次官から通知があったので、御了知されるとともに本事業の円滑かつ適正な実施に特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県管内の市町村及び土地改良区等に対しては、貴職から通知していただきますようお願いいたします。





29農振第2306号  
平成30年3月30日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱の制定について

この度、土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）について、別紙のとおり土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知）が定められ、平成30年4月1日から施行することとされたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

